認定こども園西小林保育園　重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。

１　施設設置運営主体

名称	社会福祉法人願正会
所在地	小林市南西方６０５４番地３５
電話番号	０９８４－２７－１６４７（認定こども園西小林保育園）
代表者氏名	理事長　本川　順了

２　利用施設

施設の種類	認定こども園
施設の名称	認定こども園西小林保育園
施設の所在地	小林市南西方６０５４番地３５
連絡先	TEL　０９８４－２７－１６４７　・０４６６ FAX　０９８４－２７－０４７０
管理者	園長　本川順了
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより　教育・保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	保育を必要としない満３歳以上の子ども　８名 満３歳以上の児童　３３名 満１歳以上満３歳未満の児童　１６名 満１歳未満の児童　３名
開設年月日	昭和３９年１０月１日
事業所法人番号	２　３５００　０５００　４４９６

３　サービスの目的・運営方針

認定こども園西小林保育園は（以下当園という）は、以下の運営方針に基づき、教育・保育を必要とする乳児及び幼児また、保育を必要としない幼児を日々受入れ、保育事業を行うことを目的とします。

（１）　当園は、教育・保育の提供に当たっては入園する乳幼児（以下園児という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

（２）　当園は日々の教育・保育の実践を通して、いのちの不思議さや尊さ、生きていることのすばらしさを体感し、いのちを育む「まことの保育」を基軸として生活の場が形成されるよう常に努めます。

（３）当園は教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

（４）当園は、園児の属する家庭や地域、様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。

4　当園における施設・設備の概要

（1）施設

敷　地　（借地）	宗教法人 願正寺境内	宮崎県小林市南西方 6054 の 35・9・11・16・18 公有地　５筆　　面積　2,203.05 ㎡ 内訳　建築面積　689.32 ㎡ 屋外遊技場面積　783.71 ㎡ その他　730.02 ㎡
園　舎	構造１ 延べ面積	鉄筋コンクリート造・平屋建１棟 ５５６㎡
	構造２ 延べ面積	木造　平屋建１棟 ６０.５０㎡
	構造３ 延べ面積	木造　平屋建１棟 ４６.５２㎡

（2）主な設備

設　備	部屋数	備　　考
乳児（ほふく）室	１室	たんぽぽ組
満１歳児室	１室	すみれ組
満２歳児室	１室	さくら組
保育室	３室	もも組（満３歳児クラス） ゆり組（満４歳児クラス） まつ組（満５歳児クラス）
学童室	１室	放課後児童クラブ（小１年～６年）
調理室	１室	
事務室	１室	園長及び主幹保育教諭 事務員が執務
（プール）		屋外

5　職員の設置状況

職　種	員　数	常　勤	非常勤	備　考
園　長	１名	１名		園の管理
副園長	名	名		園長補佐
主幹保育教諭	２名	２名		子育て相談・保育、会計事務 小学校等外部連携担当
事務員	名	１名		入園事務等担当
保育士・教諭等	８名	９名	７名	児童クラブ・兼任含む 年長担任は小学校と連携担当
看護師・養護教諭	１名	２名		保育士補佐
調理員	２名	３名		栄養士１名（栄養、食育、アレルギー食指導）
雇用員	名	名	２名	児童クラブ１名を含む

当園では「小林市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年１０月１日小林市条例第 20 号　以下「条例」という）を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職　種	勤　務　体　系
園　長・副園長	正規の勤務時間帯（８：３５～１７：００）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（８：３５～１７：００）ローテーション有
事務職員	正規の勤務時間帯（８：３５～１７：００）
保育教諭・保育士	正規の勤務時間帯（８：３５～１７：００）ローテーション有
看護師	正規の勤務時間帯（８：３５～１７：００）
調理員	正規の勤務時間帯（８：３５～１７：００）
雇用員	正規の勤務時間帯（９：００～１６：００）

※　ローテーションにより、各保育教諭・保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※　職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

６　教育・保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1 号認定（教育標準時間）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前 9 時～午後 2 時（4 時間）
預かり保育	保育時間	午前 7 時～9 時 午後 2 時～6 時 土曜　午前 9 時～午後 1 時
休業日	日曜日・土曜日・祝日 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） 市長が休園を命じた日	

【2 号・3 号認定】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前７時～午後６時
	保育短時間	午前７時～午後６時までの 8 時間
延長保育	保育標準時間	午後６時～午後７時
	保育短時間	8 時間の保育時間を超えた時間
開所時間	月曜日～土曜日	午前７時～午後６時
休業日	日曜日・祝日 市長が休園を命じた日	

【延長保育に係る利用者負担】

	保育短時間認定		保育標準時間認定	
利用時間数	日額	月額	日額	月額
３０分	100 円	1,000 円（上限）	100 円	1,000 円（上限）
１時間	200 円	2,000 円（上限）	200 円	2,000 円（上限）
２時間	400 円	4,000 円（上限）		
３時間	600 円	6,000 円（上限）		

※万一お迎えが午後 7 時を過ぎた場合は、30 分につき、500 円とします。
お支払い方法については、別途お知らせいたします

７　提供する教育・保育等の内容

当園は、保育所型認定こども園教育・保育所保育指針（平成 26 年文部科学告示第 1 号）を踏まえ、　「まことの保育」を生活の場の中心として、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

（１） 特定教育・保育及び時間外保育の提供
上記６に記載する時間において、保育を提供します。

（２） 報恩講・七草の集い等への参加
願正寺報恩講、願正寺盆踊り大会及び七草の集い等真宗保育行事への参加

（３） 食事の提供
児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼　食	午後間食	備　考
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
3 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
4 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
5 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	

※　給食献立表は月末に翌月の献立表を配布致します。
※　食物アレルギー、体質に合わない食材等があればご相談下さい。

（４）一時預かり
・日常生活上、突発的な事情や育児疲れ等に対応するため、一時的に保育を提供致します。（月 14 日以内、０歳児１日 2,000 円、１・２歳児 1 日 1,500 円
３歳以上児１日 1,000 円）（副食費含む）

（５）休日保育（仕事以外の場合有料）
０歳児１日 2,500 円、１歳児以上１日 2,000 円（要事前連絡・弁当持参）

（６）乳児等通園支援
就労要件を問わず時間単位で利用できます。対象者は 0 歳 6 カ月～満 2 歳、幼稚園・保育園などに通っていない乳幼児、１人あたり月 10 時間まで。

8　利用料金

（1） 特定教育･保育に係る利用者負担（保育料）　支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払い頂きます。

（2） 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等に掲げる保育料の他、下記に掲げる費用を負担して頂きます。

項　目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
月刊絵本	絵本を通して文字に親しんだり、制作物を一緒に作ったりして学びを少しずつ進めて行くため。	月額 500 円以内
2 号認定に係る給食費	3 歳以上児は｢白ご飯｣を持参する。 （厚労省の給食費の構成による）	月額　5,000 円
1 号認定に係る給食費	「白ご飯」を持参する（おやつ有） ［土曜日］「白ご飯」を持参する（おやつ有）	月額　4,200 円 1 日　200 円
1 号認定に係る預かり保育料	土曜日の預かり保育料 平日の預かり保育料（必要書類提出により補助あり）	1 日　500 円 30 分 100 円
行事費及びごみ処分料	・行事の際の食事、お土産、交通費等。 ・ごみ処分料	年額　8,000 円
教材費（もも組）	おどうぐ箱・はさみ・のり・れんらく袋を個人で所有	1500 円
れんらく帳	個人で使用量に違いがあるため	70 円・180 円・200 円
乳児等通園支援	0 歳児～２歳　　1 日 3 時間以内 月 10 時間以内	1 時間　300 円 おやつ等別途料金

※　お支払い方法については､別途お知らせします。

9　利用の利用開始・終了に関する事項

入所（転所）の手続・留意事項	・市役所からの支給認定決定が通知され、入所決定後この重要事項説明書に同意されたときからの利用となります。
退所の手続	・園児の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったときや、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき（提出不備・要件が不正等）は、保育の提供を終了（退園）することになります。
就労状況等の状況変更	・当初の申請内容（住所・勤務先・勤務時間等）に変更が生じた場合は、所定の様式を御提出ください。

１０　嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

（1） 内科

医療機関の名称	西小林診療所
医　院　長　名	板橋　健司
所　在　地	小林市北西方１２１２番地
電　話　番　号	０９８４－２７－１０３４

（2） 歯科

医療機関の名称	大坪歯科医院
医　院　長　名	大坪　英幸
所　在　地	小林市堤２９６１－３７番地
電　話　番　号	０９８４－２３－４４８８

１１　緊急時の対応

お預かりしている園児に病状の急変等緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先へ速やかに連絡を致します。

１２　要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	・相談窓口　　主幹保育教諭　石ヶ野友美 ・解決責任者　園　　長　　本川　順了 ・ご利用時間　８：３５～１７：００ ・電話番号　　０９８４－２７－１６４７ ・FAX 番号　　０９８４－２７－０４７０ クラス担当保育教諭又は主幹保育教諭にお申し出下さい。		
第三者委員	小倉　和也	電話番号	０９８４－２７－００２５
	中村　義秀	電話番号	０９０－７４５３－０５７９

１３　非常災害時の対応

非常時の対応	別途に定める消防計画書により、対応致します。
防災設備	・自動火災報知器　有り　　・誘導灯　　有り ・ガス漏れ報知器　有り　　・非常通報装置　有り ・セキュリティシステム　　有り ・その他　カーテン、敷物、建具等の防火処理　有り
避難・消火訓練 防犯訓練	・避難及び消火の訓練は、毎月１回以上実施します。 ・防犯訓練は、年１回以上実施します。

１４　利用者に対しての保険の種類・内容・金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	園賠償責任保険、傷害保険（保育園の管理下及び通園途上）
保険の内容	ケガ､熱中症、特定感染症（0-157・コロナウィルス感染症等)、細菌性及びウイルス性食中毒、地震・噴火・津波
保険金額	（損害賠償）1 事故 10 億円　（傷害）死亡・後遺症　230 万円 入院保険日額 3,000 円　　通院保険日額 2,000 円

１５　虐待の防止のための措置に関する事項

虐待防止責任者 本川　豊子	職員に対する虐待の防止を啓発・普及させるための研修実施 その他虐待防止のために必要な措置を行います。
防止内容	１．園児の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。 ２．園児にわいせつな行為をすること、またはさせること。 ３．園児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、もしくは他の園児による前項または次項の行為の放置など､職員としての育成業務を著しく怠ること。 ４．園児に対する著しい暴言や拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動を行うこと。 ５．職員また養育者による園児への虐待を発見した場合は、児童虐待防止等に関する法律の定めに従い、小林市また児童相談所等の適切な機関に連絡する。

１６　当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する 政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

（提出用）

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名　：　認定こども園西小林保育園

説明者　　：　園長　本川　順了

私は、本書面に基づいて　認定こども園西小林保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意致しました。

令和　　年　　月　　日

保護者住所：

園児氏名　：

：

：

保護者氏名：　　印

園児から見た続柄：

○重要事項説明書１１項、緊急時対応の保護者指定医療機関及び緊急連絡先をお知らせ下さい。

園児のかかりつけ医療機関	医療機関名：
	診　療　科：
	主　治　医：
	所　在　地：
	電話番号　：　　－　　－
緊急連絡先１	住　　所：
	電話番号　：　　－　　－ 携帯番号　：　　－　　－
	氏　　名：
	続　　柄：
緊急連絡先２	住　　所：
	電話番号　：　　－　　－ 携帯番号　：　　－　　－
	氏　　名：
	続　　柄：